

特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準に基づく指導監督状況（令和 6 年度）

法 人 名	日本電気計器検定所	根拠法令名	日本電気計器検定所法	(昭和61年10月 1 日民間法人化)		
1. 法人の概要	業 務 の 概 要					
	電気計器について、計量法第 1 6 条第 1 項第 2 号イの検定、同条第 2 項の変成器付電気計器検査、同法第 7 6 条第 1 項、第 8 1 条第 1 項又は第 8 9 条第 1 項の承認、同法第 9 1 条第 2 項の検査、同法第 1 0 2 条第 1 項の基準器検査及び同法第 1 3 5 条第 1 項の特定標準器による校正等並びに電気の計量に関連する業務等を行う。					
	役・職員数	理事長等	理 事	監 事	職 員	
	常 勤	1 人	4 人	人	339 人	
	非常勤	人	2 人	1 人	人	
2. 事業 (1) 運営費、補助金等		令和 6 年度 (A)	令和 5 年度 (B)	令和 5 年度比又は令和 5 年度差 (A/B, A-B)	補助金等割合の低減化措置の取組の状況 (取組を行っていない場合、補助金等割合が低下していない場合、その理由)	
	総収入額	72 億円	67 億円	5億円	① 補助事業の段階的廃止	
	補助金等収入額 (①)	0 億円	0 億円	0億円		
	事業による自己収入額 (②)	71 億円	66 億円	5億円		② 自主事業による自己収入の拡大等
	①／②×100 (%)	0 %	0 %			
	経常的運営費用 (③)	66 億円	64 億円	2億円	③ その他	
	①／③×100 (%)	0 %	0 %			
(2), (3) 制度的独占の事務・事業	制度的独占となる事務・事業の有無		(有・無) 有			
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、その事務・事業名及び理由		(事務・事業名) 型式承認、基準器検査 (理由) 計量法上の法定業務であるため。			
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、当該事務・事業が法人の従たる事務・事業にとどまっている理由		(理由) 計器の検定・検査のように、定期的に行う業務ではなく、必要に応じて受ける業務であるため。			
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、法人の事務・事業全体が実態上独占とならないための所要の是正措置の有無、内容 (行っていない場合はその理由)		(有・無) 有 (内容) 主たる事業である検定事業においては、計量法において指定検定機関制度や指定製造事業者制度を設けることで実態上の独占とならないようにしている。			
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、独占の弊害克服措置の有無、内容 (行っていない場合はその理由)		(有・無) 有 (内容) 手数料の額が、実費を勘案した上で政省令により定められており、定期的に当該手数料の見直しを行っている			
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、その内容		(内容) 検定、特定標準器等による校正			
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、独占の弊害を生まないための是正措置の有無、内容 (行っていない場合はその理由)		(有・無) 有 (内容) 手数料の額が、実費を勘案した上で政省令又は経済産業大臣の認可により定められている。			
(4) 手数料等の徴収	手数料等の対価の徴収の有無		有	手数料等対価の額、 算定根拠のインターネットでの公表の有無		有
	名称 (法令等に基づく検定等には※)	※	対価の額		算 定 根 拠 (法令等に基づく検定等については決定方法を付記)	
	計量法関係手数料令他に定めるもの	※	計量法関係手数料令別表第 1、2、4、5 計量法手数料規則別表第 1、2、3	円	(決定者) 内閣総理大臣、経済産業大臣、日本電気計器検定所理事長 (経済産業大臣認可)	
	日本電気計器検定所で定めるもの		特定校正試験規程	円 円 円 円	(決定方法) 手数料については、計量法関係手数料令及び計量法関係手数料規則で定められている。また、検定等の実態に則し、適宜見直しが行われている。	
	対価を徴収する事務・事業の区分経理の有無		有	収支状況のインターネットでの公表の有無		有
	対価を伴う自主事業の有無		有	法人における純利益額		0 円
(5) 検査等の事務・事業	法令等に基づく検査等の基準の内容					規定方法
	電気計器の検定に係る基準については「特定計量器検定検査規則 (平成 5 年通商産業省令第 7 0 号)」で定められており、実際の検定に当たっては、本省令に準じた日本電気計器検定所の内規により行われている。					経済産業省令及び日本電気計器検定所内規による規定
(6) 外注の有無	本来予定されている事務・事業の外注		無		法人の外注金額	円
	外注しなければならない理由					
	外注先選定に当たり、透明性を確保する仕組みの有無と内容		(有・無) 無 (内容)			
(7) 事務・事業の公正性の担保措置	事務・事業の公正性担保のための措置の有無と内容 (なければその理由)		(有・無) 有 (内容) 日本電気計器検定所法に基づいた業務を実施しており、経済産業大臣による指導・監督が行われている			
	役職員に対し、公正性を担保する上で必要と認められる職務規程等の有無と内容 (なければその理由)		(有・無) 有 (内容) 日本電気計器検定所法第 2 2 条により、「公務に従事する職員とみなす」とされている。			

3. 機関 (1)役員（除 監査役員）	役員選任規程の有無		有		左の規程がない場合、その理由				
	役員の定数		理事長 1 人、専務理事 1 人、理事 6 人以内、 人 監事 2 人以内		上限と下限の幅がある場合はその幅				
	役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか		役員の選任については、理事長については役員会で選任し、それ以外の役員については理事長が任命することになっているが、いずれにおいても日本電気計器検定所において人選後、経済産業大臣の認可を経る手続き（定款第 8 条）を必要としており、公正かつ自主的な選任を確保している。						
	役員の任期		2 年		2 年以外の任期としている場合、その年数、理由		(年数) 年 (理由)		
	在任年齢に関する規定の有無		有		規定の内容		原則65歳		
	役職名	氏 名	当初就任年月日	前 職		前 ャ 職		常勤・非常勤	
	理事長 専務理事 理事 理事 理事 理事 理事	赤穂 敏之 福田 泰和 野口 泰弘 奥 雅司 荒井 義雄 高津 章子 脇本 隆之	令和5年7月1日 令和6年7月1日 平成29年7月1日 令和4年7月1日 令和6年7月1日 令和4年7月1日 令和6年7月1日	株式会社日立プラントコンストラクション 顧問 (一財) 関東電気保安協会 理事 日本電気計器検定所 標準部長 日本電気計器検定所 検定部長 日本電気計器検定所 総務部長 国立研究開発法人産業技術総合研究所 千葉工業大学工学研究科電気電子工学専攻教授		株式会社日立プラントコンストラクション 取締役社長 (一財) 日本規格協会 参与 日本電気計器検定所 北陸支社長 日本電気計器検定所 事業開発室長兼検定部長 日本電気計器検定所 東北支社長 国立研究開発法人産業技術総合研 千葉工業大学工学部電気電子情報工学科教授		常 常 常 常 常 常 非	
	特定企業関係者、所管官庁出身者が 1 / 3 超の場合、その比率及び理由				同一業界関係者又は事務・事業に係る同一業界関係者と所管官庁出身者の合計が 1 / 2 超の場合、その比率と理由				
	(比率) % (理由)				(比率) % (理由)				
	役員報酬の支給基準の有無		有	一般への閲覧提供の有無		有	インターネットによる公表の有無	有	
	役員報酬の支給基準の内容				役員の退職金の決定方法				
	役員報酬等については、役員報酬規程で定められており、その内容は民間企業の動向等も踏まえ、社会一般の情勢に適合しており、不当に高すぎる現状はないものと考えられる。				役員退職手当支給規程により決定。				
	役員会規程の有無		役員会の成立要件			役員会における議決要件			
	有		定款第 1 9 条第 1 項により、構成員の過半数の出席がなければ開催することができない。			定款第 1 9 条第 2 項により、出席した構成員の過半数。			
	(2)監査役員	監査役員選任規程の有無		有		選任規程がない場合、その理由			
		監査役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか		監査役員の選任については、理事長が任命することになっているが、日本電気計器検定所において人選後、経済産業大臣の認可を経る手続き（定款第 8 条）を必要としており、公正かつ自主的な選任を確保している。					
関係府省以外の者及び外部の者を登用していない場合、その理由				監査役員が理事を兼ねている場合、その理由					
監査役員の任期		2 年		2 年以外の任期としている場合、その年数、理由		(年数) 年 (理由)			
在任年齢に関する規定の有無		有		規定の内容		原則65歳までとする。			
役職名		氏 名	当初就任年月日	前 職		前 ャ 職		常勤・非常勤	
監事		藤田 尚子	令和6年7月1日	藤田法律事務所（現職）		新東京法律会計事務所		非	
監査役員報酬の支給基準の有無		有	一般への閲覧提供の有無		有	インターネットによる公表の有無	有		
監査役員報酬の支給基準の内容				監査役員の退職金の決定方法					
役員報酬等については、役員報酬規程で定められており、その内容は民間企業の動向等も踏まえ、社会一般の情勢に適合しており、不当に高すぎる現状はないものと考えられる。				役員退職手当支給規程により決定。					

(3) 社团的性格の法人の総会等	総会等の成立要件の有無と内容			総会等における議決要件の有無と内容		
	(有・無) 無 (内容)			(有・無) 無 (内容)		
	法人の構成員が多数又は全国に散在している場合における、構成員の意思反映確保の措置の有無と内容（ない場合は、その理由）					
	(有・無) 無 (内容)					
(4) 評議員会等	評議員会等における業務実績評価の実施状況			評議員会等の構成員の公正な選任の有無、内容		
	日本電気計器検定所法第19条第1項に基づき、「運営審議会」が設置されている。日本電気計器検定所の運営に関する重要事項を審議する機関として位置付けられており、業務実績の評価も行われている。			(有・無) 有 (内容) 運営審議会の委員の選任に当たっては、日本電気計器検定所法第19条第3項の規定により、経済産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。		
	評議員会等の構成員の役員兼任の有無	無		役員を兼ねている場合、その構成比率（兼務の役員数／評議員会等の構成員数×100）	%	
	評議員会等の構成員が役員を兼任している場合、その理由					
	評議員選任規程の有無	有		左の規程がない場合、その理由		
	評議員定数	15人以内		上限と下限の幅がある場合はその幅		
	評議員任期	2 年		2年以外の任期としている場合、その年数、理由	(年数)	年
	在任年齢に関する規定の有無	有		規定の内容	(理由)	
	特定の企業又は所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が1/2超の場合、その比率と理由					
	(比率) (理由) %					
	評議員会規程の有無	評議員会の成立要件			評議員会における議決要件	
	有	定款第25条により、委員の過半数の出席が要件。			なし（運営審議会は定款第26条に規定する項目について理事長の諮問に応じ審議し、理事長に意見を述べることができる。）	
	4. 財務及び会計 (1) 会計基準の適用 (2) 余裕金の運用	企業会計原則の適用の有無		その他法人の特性に応じ適用している一般的かつ標準的な会計基準名		
余裕金（財産）の額及び具体的な運用方法		(余裕金の額) 115億 円 (運用方法) 定期預金や公社債購入等、リスクを極力避ける形で運用している。				
(3) 長期借入金		長期借入金の有無 無 長期借入金の返済計画の有無				
長期借入金の確実な返済計画の内容						
(4) 引当金・特別法上の引当金		引当金・特別法上の引当金等の明細及び増減状況の公表の有無（公表していない場合その理由）				
(5) 公認会計士監査	引当金・特別法上の引当金等の額		引当金・特別法上の引当金等の明細及び増減状況の公表の有無（公表していない場合その理由）			
	退職給付引当金 30億 円 賞与引当金 4 億		(有無) 有 (理由)			
	収支決算額	72 億円	収支決算額が50億円以上の法人における公認会計士監査の実施の有無		有	
	公認会計士監査を実施していない場合、その理由					
	(1) 基金抛出自又は出資		法定の資金供給業務として行う場合の基金抛出自等の有無			
(2) 事業報告書への記載状況	公益法人、株式会社等への基金抛出自の有無		公益法人、株式会社等への出資の有無		無	
	法定の資金供給業務として行う場合の基金抛出自等の有無		財産の管理運用として行う場合の基金抛出自等の有無		無	
	事業報告書への記載内容（未記載の場合その理由）	間接出資分を含め法人による出資比率・議決権比率が20%以上のもの		法人の委託先で、当該法人からの収入の割合が2/3以上となっているもの		
	名称					
	所在地					
	資本金					
	事業内容					
	役員の状況					
	従業員数					
	持ち株比率					
法人との関係						
6. 情報公開 (1) 法人における業務及び財務等に関する公表			法人における業務及び財務等に関する資料の5年間の備え付けの有無	同資料の一般の閲覧の有無	同資料のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由
	定款		有	有	有	
	役員名簿		有	有	有	
	組合員等名簿					
	事業報告書・附属説明書類		有	有	有	
	損益計算書又は収支計算書		有	有	有	
	貸借対照表		有	有	有	
	法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書		有	有	有	
	監事の意見書		有	有	有	
	事業計画書		有	有	有	
	収支予算書		有	有	有	

(2)所管官庁における業務及び財務等に関する公表			所管官庁における所管法人の業務及び財務等に関する資料の備え付けの有無	無い場合、その理由	閲覧の有無	閲覧させていない場合、その理由		
	定款		有		有			
	役員名簿		有		有			
	組合員等名簿		-		-			
	事業報告書・附属説明書類		有		有			
	損益計算書又は収支計算書		有		有			
	貸借対照表		有		有			
	法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書		有		有			
	監事の意見書		有		有			
	事業計画書		有		有			
	収支予算書		有		有			
			所管官庁における所管法人に関する事項のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由	所管法人のホームページへの簡便なアクセスを可能とする措置の有無	無い場合、その理由（一部のみ実施の場合も含む）		
	名称		有		有			
	所管する部局（担当局担当課等）の名称		有		有			
	主たる事務所の所在地及び電話番号		有		有			
	(3)所管官庁におけるホームページ掲載	最新の業務及び財務等に関する資料			有			
制度的又は実態的に独占となっている事務・事業を行っている法人について、当該事務・事業の内容及び根拠法令			有					
補助金等の交付を受けている法人について、当該補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容及び補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合			-					
(4)退職公務員等の状況の公表	役員に就いている退職公務員の状況についての公表の有無			有				
	公表している主な項目			公表していない場合、その理由				
	氏名、役職名、就任年月日、経歴（最終官職名）							
	子会社及び一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況についての公表の有無			-				
	公表している主な項目			公表していない場合、その理由				
7. 基準の運用に当たって所管府省に求められる措置等	基準に基づく指導監督の実施の有無		有	指導監督の実績及びその主な内容		指導監督基準に基づき監督を行った結果、基準に適合していることから特に指摘した事項はなかった		
(1)指導監督の実績等	指導監督の状況及び指導監督結果の公表の有無		有	指導監督の実績及びその内容		-		
	基準7(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた適切な指導監督の実施の有無		無	指導監督の実績及びその内容		-		
	基準7(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた指導監督の状況及び結果の公表の有無		無	指導監督の実績及びその内容		-		
(2)所管法人の事務・事業の見直し	所管官庁による法人の事務・事業の見直しの有無		無	無い場合、その理由	事務・事業については必要に応じて指導・監督を行っているが、特に見直すべき事務・事業が見当たらなかったため			
	当該見直し結果の公表の有無		無	無い場合、その理由	前項のとおり、見直し結果がないため。			
	法令の規定に基づく検査関連制度について、事業者による自己確認への移行の可能性についての検討の有無		無	無い場合、その理由	計量法に基づく検定制度については、優れた品質管理能力を有している製造事業者が経済産業大臣から指定を受け、製造する特定計量器に計量法関係法令の基準等に基づく自主検査を行って、一定の表示（基準適合証印）を付すことで検定に代えるという制度（指定製造事業者制度）が設置されており、電気計器においても、平成10年から指定製造事業者制度が開始済みである。			
	政策評価を活用しつつ、3～5年を目途に定期的、全般的な見直し	事務・事業自体の必要性		有	法律の改廃を含めた所要の措置の実施の有無	無	所要の措置の結果の公表の有無	
		事務・事業を当該法人に行わせることの必要性（特に事務・事業の一部を外注している場合、その事務・事業をなぜ当該法人が行わなければならないか）		有				
		法人が制度的に独占となる事務・事業を行っている場合、制度的独占の継続の必要性		有				
		法令の規定に基づく検査関連制度の場合、手続の簡素化、事業者による自己確認への移行の可能性		-				
		その他		無				
	指導監督上補足すべき事項（指導監督基準の例外としている事項及びその理由 等）							
	・法人の特性や実情等を踏まえ、基準の例外として整理している事項について、その理由等を記載する。 ・令和6年度末において基準未適合となっているが令和7年9月1日時点で基準適合となっている事項など、本資料に記載している令和6年度の状況に対して令和7年9月1日時点で既に重要な変更が生じている場合には、その概要及び年月日を記載する。							